

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

R5.5.1 保健厚生課

項目		5月7日まで	5月8日以降
出席停止 (感染した場合)	期間	<p>(有症状の場合) 発症した後7日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>(無症状の場合) 検体を採取した日から7日を経過するまで(採取日の翌日を1日目とする)</p>	<p>(有症状の場合) 発症した後<u>5日</u>を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</p> <p>(無症状の場合) 検体を採取した日から<u>5日</u>を経過するまで(採取日の翌日を1日目とする)</p> <p><u>※発症又は検体採取から10日を経過するまでマスクの着用を推奨。ただし、マスク着用を強いることがないようにし、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう指導</u></p>
	確認方法	医療機関・軽症者登録センターからのチラシ・メール等	<u>出席停止期間終了報告書</u>
出席停止 (濃厚接触者)		陽性者との最終接触の日後5日を経過するまで	<u>濃厚接触(相当)者の特定はしないため、出席停止の対象とならない</u>
出席停止 (児童生徒の体調異変)		症状がなくなるまで	<u>出席停止としない</u> (出席可能となるまで病欠) <u>※児童生徒の受診を推奨</u>
出席停止 (同居家族が有症状の場合)		<p>(家族が陽性の場合) 最終接触から5日間</p> <p>(家族が陰性又は健康観察の場合) 家族が軽快するまで</p>	<u>出席停止としない</u> <u>※家族の新型コロナウイルス感染症発症から7日を経過するまでは、特に注意して児童生徒の健康観察を行い、マスク着用を推奨。ただし、マスク着用を強いることがないようにし、児童生徒間で着用の有無による差別・偏見等がないよう指導</u>

項 目		5月7日まで	5月8日以降
出席停止等 (感染不安 等の場合)	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどにより保護者から欠席相談があり、校長が認めた場合 ・医療的ケアを必要とする児童生徒（主治医等の確認） ・基礎疾患があることにより重症化リスクが高い児童生徒（主治医等の確認） 	同左
	期 間	校長が必要と認めた期間	同左
学級閉鎖	条 件	欠席者の割合が概ね20%となった場合 (少人数の学級については、概ね20%の感染が確認されても、その間で感染経路に関連のない場合や学級内の他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行う必要はない)	同左
	期 間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	<u>学校医の助言等を踏まえて学校設置者が決めた期間 (5日程度が目安)</u>
学年・学校 閉鎖	条 件	複数の学級・学年を閉鎖するなど、学年・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	同左
	期 間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	<u>学校医の助言等を踏まえて学校設置者が決めた期間 (5日程度が目安)</u>
健康観察		(家庭) 自宅で検温(朝晩)し、健康チェックカード等を提出 (学校) 登校後すぐに健康チェックカードを確認 登校前に検温できなかった児童生徒は、保健室で検温等	(家庭) <u>体調に異常がないか確認(必要に応じ検温)</u> (学校) <u>HRや毎授業開始時に体調不良者がいないか確認 (1時限目は特に注意)</u>

項 目		5月7日まで	5月8日以降
一人ひとりの基本的な感染対策	手洗い	石けん等による丁寧な手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後など）	同左
	咳エチケット	他者に感染させないためにティッシュ・ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って口や鼻をおさえる	同左
清掃・消毒		通常の清掃活動の中に消毒を取り入れる	<u>清掃により清潔な空間を保つ</u>
換 気		原則として窓を常時開放する 可能であれば2方向の窓を同時に開ける 天候等により常時換気が難しい場合でも30分程度毎	同左
マスクの着用		学校教育活動に当たってマスク着用を求めない （4月1日以降の新学期から）	同左
部活動	臨時休業中の部活動	臨時休業になった場合、部活動は行わない	同左
	臨時休業中の大会への参加	陽性者及び濃厚接触者以外の生徒は、公式大会等の前日又は当日に抗原定性検査を実施し陰性が確認できていることを条件に、公式大会等へ参加できる	<u>陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良が無いことを確認の上、学校医の助言等を踏まえて学校長の判断により公式大会等に参加できる</u>